

(配布先)

支店長・副支店長  
施工担当部署長、建設所長  
副部長、副所長、統括工事長  
安全長・安全主任  
工事長・工事主任  
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2021-60)  
令和4年 2月 18日

関西支店  
安全環境部長

## 令和4年「春季火災予防運動」の実施について(要請)

春一番などの強風による火災の発生しやすい季節を迎えるにあたり、消防庁主唱による令和4年「春季火災予防運動」が実施されます。

当社作業所においては、別紙1のとおり、季節を問わず溶接・溶断作業等での火気使用管理の不徹底等による火災発生が絶えません。

これを機に、作業所における防火管理体制及び自衛消防隊組織の整備とその機能・役割の再徹底、並びに下記事項の実施を徹底するよう要請します。

特に、仕上げ期の作業所に対しては、溶接等の火気使用場所の可燃物の除去徹底と、監視人配置などの措置を徹底するよう合わせて指導をお願いします。

### 記

1. 期 間 令和4年3月1日(火)～3月7日(月)

2. 全国統一防火標語(令和3年度)

“おうち時間 家族で点検 火の始末 ”

3. 作業所の重点実施事項

(1)次の事項の見直しと再徹底

- a. 改修工事及び増築工事の既存取合部における「火なし工法」採用の徹底
- b. 溶接・溶断等の火気使用作業時の防火対策と終了時の点検・確認体制(相当時間経過後の点検体制を含む)
- c. 発泡スチロールの使用・保管に関するルール of 徹底
- d. ウレタンフォーム施工済み場所での火気使用厳禁の徹底
  - ・火なし工法の徹底もしくは十分な離隔距離確保
  - ・照明器具、仮設電線等熱源となるものを近づけない
- e. 事務所・休憩所・宿舍等の防火対策
- f. 消火設備・器具の適正配置と保守管理
- g. 不審火対策(特に夜間・休日の部外者侵入阻止対策)
- h. 火災発生時の即時119番通報の徹底

(2)防火一斉点検(別紙2を利用)並びに通報・避難及び初期消火訓練の実施

以 上

※添付資料:過去の重大な火災事例

参考資料:①材料の認識

- ②発泡プラスチック系材料の使用制限
- ③断熱等に用いる発泡プラスチック系材料の分類
- ④BCS「ウレタン火災を防ごう」
- ⑤「発泡プラスチック系材料は燃え易い」・詳細版

※この事務連絡は、事務連絡21-15(令和4年2月9日発行)安全環境本部発行に基づき作成しました